

16. (Gno.43) 少年法制の比較法的研究

代表：柳川 重規

2001/02/12 (承認) 2001 年度 (開始)

【研究の目的】

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、韓国、台湾などの少年法制の比較法的研究

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、共同研究グループ参加メンバー個人の研究にとどまった。来年度は共同研究グループとしての活動を再開し、研究会の開催、学術雑誌への成果発表を行いたい。